別紙第７

防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に係る細部事項

第１　未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの確認（第３条第１項関係）

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第１４８４６号。令和７年７月３１日。以下「実施要領」という。）別紙第５防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第３条第１項に規定する保護すべき情報の適切な取扱いに必要な事項の確認は、付紙様式第１の情報セキュリティ対策実施確認書により行うものとする。

第２　未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いに関する承認（第３条第２項関係）

特約条項第３条第２項に規定する未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いに関する承認の申請は、付紙様式第２により、乙に対する監査の協力の依頼を受けた地方防衛局調達部長等を経由して行うものとする。

第３　適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの届出（第３条第６項関係）

特約条項第３条第６項に規定する適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの届出は、付紙様式第３により、乙に対する監査の協力の依頼を受けた地方防衛局調達部長等を経由して行うものとする。

第４　保護すべき情報の第三者への開示に関する協議（第３条第７項関係）

特約条項第３条第７項に規定する保護すべき情報の第三者への開示に関する協議は、付紙様式第４により、当該第三者に関する情報、当該第三者が当該保護すべき情報を取り扱う理由、当該第三者がとる保全措置等を説明して行うものとする。

付紙様式第１

情報セキュリティ対策実施確認書

１　下請負事業者名又は開示先事業者名等

（１）事業者名：

（２）対象部門等名：

（３）請負又は開示予定年月日：

（４）業務の実施予定場所※：

※（下請負事業者又は開示先事業者の業務の実施予定場所を記入）

２　防衛省による情報セキュリティ実地監査の受査状況

※（本項目は該当無しの場合は省略可）

（１）下請負事業者又は開示先事業者

ア　監査年月日：

イ　監査結果：

ウ　監査結果の文書番号及び年月日：

（２）下請負事業者又は開示先事業者の業務実施場所を管理する事業者（２（１）の下請負事業者又は開示先事業者と同じ場合は省略可）

ア　監査年月日：

イ　監査結果：

ウ　監査結果の文書番号及び年月日：

３　下請負事業者又は開示先事業者に対する確認事項

番号	確認事項	評価	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
	情報セキュリティ基準		
1	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に従い『情報セキュリティ基本方針（基本方針）』、『情報セキュリティ規則（規則）』、『情報セキュリティ実施手順（実施手順）』が作成されていること。		
2	『情報セキュリティ基本方針等』の作成・周知について ①定めた手順に従い、情報セキュリティ基本方針等の定期的な見直しを行っていること。（適切/有効/妥当性の維持） ②定めた手順に従い、情報セキュリティ基本方針等を作成・変更した場合は、経営者等の承認、取扱者への周知を適切に行っていること。 ③定めた手順に従い、情報セキュリティ実施手順を社外の者にみだりに公開しないよう適切に管理していること。		
3	組織のセキュリティについて ①定めた手順に従い、情報セキュリティ体制を構築するとともに各職責を明示化し、情報セキュリティ管理策が適切に実施されていること。 ②定めた手順に従い、保護すべき情報を取り扱う下請負事業者の防衛省への届出、下請負者の情報セキュリティの確保状況を確認していること。		
4	保護すべき情報の管理について ①定めた手順に従い、保護すべき情報の授受、作成、制作、複製（バックアップ含む）、閲覧、持ち出し、返却、提出、廃棄を実施するとともに関係記録を保管又は保存していること。 ②防衛関連の情報を公開する場合は、定めた手順に従い、保護すべき情報が含まれていないことを確認していること。		
5	情報セキュリティ教育及び訓練について ①定めた手順に従い、定期的及び必要な場合に教育及び訓練を実施し、取扱者の意識及び能力向上を行っていること。 ②同教育に関する計画、実施記録等を作成し、保管又は保存していること。		
6	物理的および環境的セキュリティについて 定めた手順に従い、物理的及び環境的セキュリティ管理策を実施していること。 （例：取扱施設等、入退室管理機器、保護システム、保管された保護すべき情報の指定、管理等）		
7	保護システムの管理策の運用ルールを定めていること。		

8	情報セキュリティ事故等への対処及び対応について ①情報セキュリティ事故等対処計画を定め、事故等発生時に適切な処置の実施と、報告要領等を明確化し、取扱者等に周知していること。 ②情報セキュリティ事故等対処計画に基づく事故等対処テストを定期的に実施し、その記録を保管又は保存していること。		
9	リスク査定について ①リスク査定に関する手順を定め、保護すべき情報に関するリスクを特定、分析、評価を定期的に実施し、その結果を定められた者に周知していること。 ②リスク査定の分析結果、その対処に関する記録を保管又は保存していること。		
10	セキュリティ監査について ①定めた手順に従い、セキュリティ監査を計画的に実施し、その結果を定められた者に周知し、改善等の適切な措置を行っていること。 ②セキュリティ監査の計画、結果等の文書を作成し、保管又は保存していること。		
11	防衛省が監査を実施する場合、防衛省の求めに応じ必要な協力（施設への立入り、監査官による書類の閲覧等）を行うこととされていること。		
	システムセキュリティ実施要領		
1	システムセキュリティ実装計画について 定めた手順に従い、『システムセキュリティ実装計画書』が作成、変更、承認、周知、及び保管又は保存されていること。		
2	構成管理について ①定めた手順に従い、保護システムのベースライン構成設定を定め、設定されていること。 ②定めた手順に従い、保護システムの構成設定目録が適切に作成・変更され、構成設定に関する記録が適切に保管及び保存されていること。		
3	保護システムの基本的防御について ①定めた手順に従い、保護システムの領域（範囲）が明確にされていること。 ②定めた手順に従い、保護システムの操作手順書が作成、変更、周知されていること。 ③定めた手順に従い、保護すべきデータが適切に暗号化されていること。 ④定めた手順に従い、暗号鍵の管理が適切に行われていること。 ⑤定めた手順に従い、保護システムへのソフトウェアインストール、アップデートが行われていること。 ⑥定めた手順に従い、保護システムにおけるアプリケーションの権限管理が適切に行われていること。 ⑦定めた手順に従い、仮想化システムに対して物理システム同様、各種管理策が取られていること。 ⑧定めた手順に従い、保護システムと外部システムとの接続及びその使用が制限されていること。		

4	アクセス制御について ①定めた手順に従い、保護すべきデータ及び保護システムに対する物理的・論理的なアクセス制御が適切に行われていること。 ②定めた手順に従い、アカウント管理者が指定され、アカウント管理(設定、変更、削除等)が適切に行われていること。 ③定めた手順に従い、保護システムへのログオン管理が適切に行われていること。 ④定めた手順に従い、保護システムの通信セッション管理が適切に行われていること。 ⑤定めた手順に従い、保護システムへのリモートアクセスが適切に行われていること。特に、リモートアクセス時の通信経路が暗号化されていること。		
5	識別及び認証について 定めた手順に従い、保護システムの識別及び認証が適切に行われていること。また、多要素認証が導入されていること。		
6	通信の制御について 定めた手順に従い、モバイルコード、VoIP、オフィス機器等の通信機能の利用が適切に制限されていること。		
7	システム監視について 定めた手順に従い、保護システムの内部及び外部境界に対する以下の項目の監視が適切に行われ、関連記録が適切に保管又は保存されていること。 ①不正な相手方又は方法等によるアクセス。 ②権限（管理者権限を含む。）の不正な使用。 ③内部及び外部との不正な通信。 ④悪意のあるコードの侵入。		
8	システムログについて 定めた手順に従い、保護システムのシステムログが適切に取得、分析、保存又は保管されていること。		
9	脆弱性スキャンについて ①定めた手順に従い、保護システムの脆弱性スキャンが適切に実施され、その分析結果に基づく措置が行われていること。 ②定めた手順に従い、脆弱性スキャンの実施に関する記録(脆弱性スキャンの分析結果等)が保管又は保存されていること。		
10	バックアップについて 定めた手順に従い、保護システムのサーバ及びパソコンに保存している全ての保護すべきデータ及び保護システムにおけるシステムデータについて、定期的にバックアップが行われ、当該データが適切に管理されていること。		

11	システムメンテナンスについて ①システムメンテナンス等計画が作成され、同計画に基づきシステムメンテナンスが適切に実施されている こと。 ②定めた手順に従い、システムメンテナンスに係る記録が保管又は保存されていること。			
12	各種書類の作成・変更について、承認プロセスが定められ機能していること。			
13	保護システムの各種設定・設定変更について、承認プロセスが定められ機能していること。			
14	定めた手順に従い、各種書類・データ（記録文書データを含む）の保管・保存が適切に行われていること。また、必要がある場合は防衛省に提出していること。			
確認年月日：令和　　年　　月　　日 確認者（企業名、所属、役職、氏名）：		総合評価		【コメント】

注：未実施の理由については、実施する必要が無いと認められる合理的な理由を記すこと。

「評価」、「総合評価」の項目については、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領について（装装保第４２１０号。令和５年３月１４日）別紙第１に準じて記載するものとする。

付紙様式第２

文 書 番 号
発簡年月日

（契約担当官等）
殿
（地方防衛局調達部長等経由）

（防衛事業適合事業者）

未適合下請負事業者に保護すべき情報を取り扱わせる申請について

下記契約に係る「防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり別添を添えて申請します。

記

１　取扱い先
会社名（事業者名）:
代表者名　　:
住所・電話番号　:
業務の範囲　　:

２　取扱い理由

３　対象となる保護すべき情報
(1)　関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号(年月日)、納期
(2)　保護すべき情報のリスト

４　取扱い先の保全措置

添付書類：１　情報セキュリティ対策実施確認書
２　（未適合下請負者における情報セキュリティ確保の確認結果を示す資料）

付紙様式第３

文 書 番 号
発簡年月日

(契約担当官等)
殿
((担当の監査官)経由)

(防衛事業適合事業者)

適合下請負者に保護すべき情報を取り扱わせる届出について

下記契約に係る「防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」(以下「特約条項」という。)第３条第２項の規定に基づき確認したところ適切でしたので、特約条項第３条第４項の規定に基づき、下記のとおり別添を添えて届け出ます。

記

１　取扱い先
会社名（事業者名）:
防衛事業適合事業者契約番号:
代表者名　　:
住所・電話番号　:
業務の範囲　　:

２　取扱い理由

３　対象となる保護すべき情報
(1)　関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号(年月日)、納期
(2)　保護すべき情報のリスト

４　取扱い先の保全措置

添付書類：適合下請負者の情報セキュリティ対策実施点検書

付紙様式第４

文 書 番 号
発簡年月日

（契約担当官等）
殿

（防衛事業適合事業者）

第三者に保護すべき情報を開示する協議について

下記契約に係る「防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」（以下「特約条項」という。）第３条第７項の規定に基づき、下記の第三者に保護すべき情報を取り扱わせたく協議します。

記

１　取扱い先（第三者）
会社名（事業者名）:
代表者名　　:
住所・電話番号　:
業務の範囲　　:

２　取扱い理由

３　対象となる保護すべき情報
(1)　関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号(年月日)、納期
(2)　保護すべき情報のリスト

４　取扱い先（第三者）がとる保全措置